



島根県報

平成17年3月1日(火)
号外第6号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則

(建築住宅課)

公布された条例等のあらまし

建築士法施行細則の一部を改正する規則 (規則第9号)

1 規則の概要

指定試験機関が行う試験の受験申込みは、指定試験機関の定めるところによることとした。(第15条・第17条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月1日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第9号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和25年島根県規則第111号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「申請」の次に「(第17条第2項に該当する場合を除く。)」を加え、「第17条」を「同条第1項」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

2 指定試験機関が二級建築士等試験事務を行う二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者は、指定試験機関の定めるところにより、指定試験機関に申込みをしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

